

# 熊本市公報

## 第1492号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号  
熊本市総務局行政管理部総務課  
発行日 毎月末日

### 目次

### 規則

- 熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則（第9号）…………… 2384
- 熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則（第10号）…………… 2385
- 熊本市屋外広告物条例施行規則及び熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第11号）…………… 2387
- 市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則（第12号）…………… 2388

### 訓令

- 熊本市公用文に関する訓令の一部を改正する訓令（第1号）…………… 2391
- 熊本市公印に関する訓令の一部を改正する訓令（第2号）…………… 2393

### 議 会 局

- 熊本市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程（議会規則第1号）…………… 2394
- 熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程を廃止する規程（議会規則第2号）…………… 2396

### 公 告

- 建築基準法第86条第1項の規定に基づく認定に係る公告（第178号）…………… 2397

規 則
-----

規則第9号

令和7年2月27日

熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成24年規則第102号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「前項の資格」を「同項の資格」に改める。

第5条第1項中「（特例政令第6条第4号に規定する一連の調達契約のうち、最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨を規定した場合に限り24日前）」を削り、「同条」を「特例政令第6条」に改める。

第6条第3項中「（一連の調達契約のうち、最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前）」を削る。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

## 規則第10号

令和7年2月27日

熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則

熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（平成8年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第7条第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 工事主の資力及び信用に関する申告書
- (2) 工事施行者の能力に関する申告書
- (3) 宅地造成等に関する工事をしようとする土地の公図及び登記事項証明書
- (4) 申請地の権利者一覧表
- (5) 農地の転用の許可を要する場合は、農地転用許可書の写し
- (6) 他の法令に基づく許可等を要する場合は、その許可証又は届出書等の写し
- (7) 工事後の土地利用計画に関する図面
- (8) その他市長が必要と認める書類

第3条第2項を削る。

第8条第1項中「省令第7条第1項第1号又は第2項第1号の図面」を「位置図その他市長が必要と認める書類」に改め、同条第3項中「当該転用の日前に当該公共施設用地について工事を行った場合には、当該工事の」を削り、「工事概要書」の次に「（当該転用の日前に当該公共施設用地について工事を行った場合に限る。）及び位置図その他市長が必要と認める書類」を加える。

第13条第1項に後段として次のように加える。

省令第7条第1項第5号、第10号及び第11号並びに同条第2項第8号及び第

9号に規定する書類の様式についても、同様とする。

第13条を第15条とし、第12条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する証明書の交付の申請)

第14条 省令第88条の規定による書面の交付を求めようとする者は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する証明書の交付申請書を市長に提出しなければならない。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(定期報告)

第11条 法第19条第1項及び法第38条第1項の規定による報告は、定期報告書を提出することにより行うものとする。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

規則第11号

令和7年3月10日

熊本市屋外広告物条例施行規則及び熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一史

熊本市屋外広告物条例施行規則及び熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(熊本市屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第1条 熊本市屋外広告物条例施行規則(平成8年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「条例第9条第7項」を「同条第7項」に改める。

第12条第1項中「の規定に基づき建築主事の」を「若しくは同法第6条の2第1項に規定する」に改める。

第31条第4項第2号中「昭和39年法律第139号」を「昭和35年法律第139号」に改める。

第38条第2項中「前項第3号」を「同項第3号」に改める。

(熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(平成8年規則第17号)の一部を次のように改正する。

第6条中「の規定により建築主事の」を「又は同法第6条の2第1項に規定する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第12号

令和7年3月10日

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

市税に関する文書の様式を定める規則（平成6年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第6条の2の3ただし書」を「第6条の2の4ただし書」に改める。

第4条中「第6条の2の3本文」を「第6条の2の4本文」に改める。

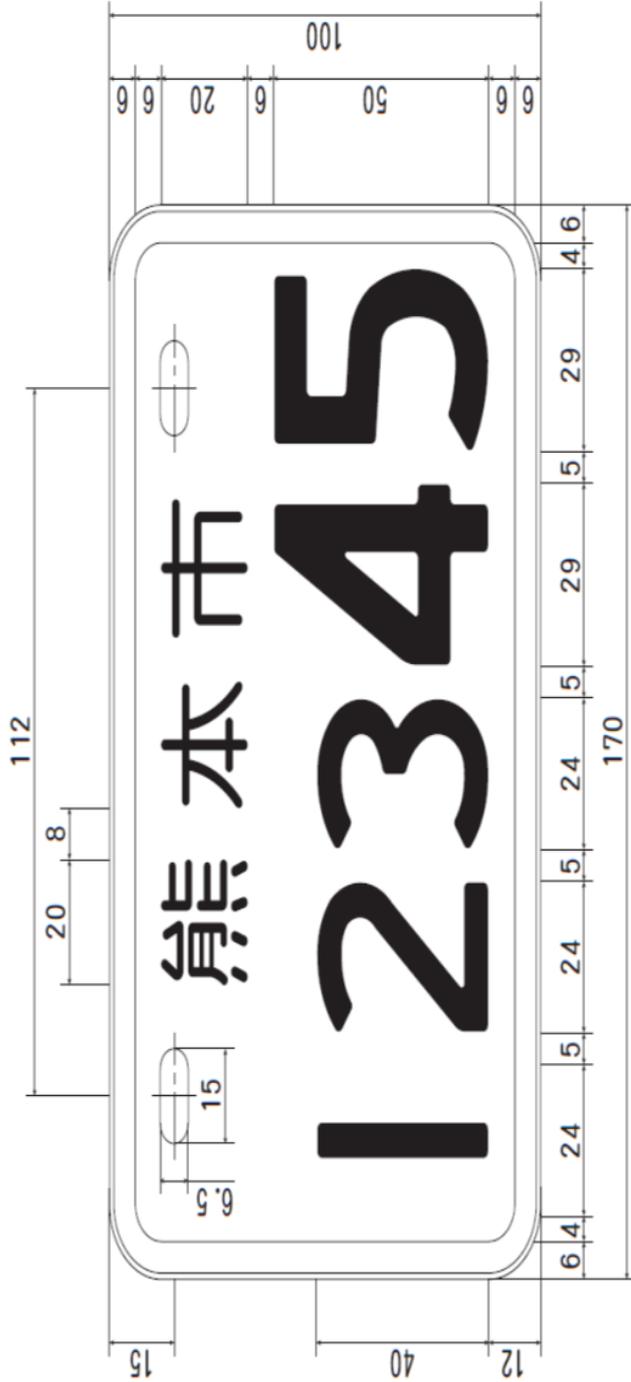
別表様式第75号の項中「条例規則」を「熊本市税条例施行規則（昭和43年規則第48号）」に改める。

様式第62号から様式第64号までの規定中「アラビア数字」を「算用数字」に改める。

様式第65号を次のように改める。

様式第65号

小型特殊自動車の  
課税標識  
のひな型  
課税外標識



- [備考]
- 1 標識は、図示の例により、上段に「熊本市」を、下段に5桁の数字を表示する。
  - 2 数字は、算用数字とする。
  - 3 標識はメタル製又はこれに代わるものとし、文字及び数字は浮出しとする。
  - 4 標識の地の塗色は緑色とし、標識の文字、点及び数字の塗色は濃紺色とする。
  - 5 寸法の単位は、ミリメートルとする。

様式第66号中「アラビア数字」を「算用数字」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の様式第65号に基づき作成された小型特殊自動車の課税標識又は課税外標識は、この規則による改正後の様式第65号に基づき作成されたものとみなす。

訓 令
-----

訓 令 第 1 号

令和 7 年 2 月 2 5 日

熊本市公用文に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市公用文に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市公用文に関する訓令（昭和38年訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第8号中「問い合わせ」を「問合せ」に改める。

第5条第1項中「アラビア数字」を「算用数字」に改める。

第7条第5号中「電話：328—2111」を「住所：熊本県熊本市…」に改め、同条第7号中「語句を説明し、言い換え、又は番地等を省略して書く」を「文の流れを切り、間を置く」に、「信号灯 赤—止まれ 青—進め 手取本町1—1」を「令和3年の通知—」に改め、同条第8号から第10号までを次のように改める。

(8) 「—」（ハイフン） 数字やローマ字（A、a、B、b、C、c…）による表記の区切りやつなぎに使う場合に用いる。

例：096—328—2111 〒860—8601

(9) 「」」（かぎ括弧）

ア 言葉を定義する場合、引用する語句若しくは文がある場合又は文中に特に強調する語句がある場合に、その語句又は文を挟んで用いる。

イ 「」の中で更にかぎ括弧が必要な場合は、「」を重ねて用いる。

(10) 「（）」（括弧）

ア 一つの語句又は文の後に注記を加える場合に、その注記を挟んで用いる。

イ （）の中で更に括弧が必要な場合は、（）を重ねて用いる。

第7条第11号を同条第12号とし、同条第10号の次に次の1号を加える。

(11) 「【】」（隅付き括弧） 項目を示したり、強調すべき点を目立たせたりす

る場合に、その項目又は強調すべき点を挟んで用いる。

第9条第6号中「言い表わす」を「言い表す」に改める。

第10条第1号中「令達文書、公示文書及び」を削り、同条第5号中「表わす」を「表す」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

訓令第2号

令和7年3月7日

熊本市公印に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市公印に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市公印に関する訓令（昭和30年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表(2)専用公印の表住民基本台帳カード及び個人番号カード専用市長印の項中「18」を「19」に、

「  
各区役所  
区民課長  
(各2)  
各区役所  
の出張所  
の長(各  
1)  
」  
を  
「  
地域政策  
課長(1)  
各区役所  
区民課長  
(各2)  
各区役所  
の出張所  
の長(各1)  
」

に改める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

議 会 局
-------

議会 規 程 第 1 号

令 和 7 年 3 月 11 日

熊本市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市議会議長 寺本 義勝

熊本市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

熊本市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第7号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第8号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第10号中「番号」の次に「又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号」を加え、同条第11号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第14号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第5条第2項各号列記以外の部分中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。

第8条第8項第1号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改め、同項第2号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第9条第1項第1号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第10条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第3条第10号の改正規定は、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 第3条第6号から第8号まで、第11号及び第14号並びに第9条第1項第1号の改正規定は、令和6年12月2日から適用する。

(経過措置)

- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の熊本市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の熊本市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

議会規程第2号

令和7年3月11日

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程を廃止する規程を公布する。

熊本市議会議長 寺本 義勝

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程を廃止する規程

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成20年議会規程第1号）  
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行前に熊本市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月30日条例第8号）第3条の規定により交付された政務活動費の取扱いについては、なお従前の例による。

公 告

公告第178号

令和7年2月17日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき、  
下記の一団地を認定しましたので、同法第86条第8項の規定により、次の  
とおり公告する。

熊本市長 大西 一史

- |              |  |
|--------------|--|
| 1 申請人        | 住 所 熊本市北区徳王一丁目8番1号<br>氏 名 株式会社テレビ熊本<br>代表取締役社長 河津 延雄 |
| 2 認定区域       | 地名地番 熊本市北区室園町802番4 外19筆<br>敷地面積 8, 184. 84㎡          |
| 3 一団地認定年月日番号 | 令和7年（2025年）2月13日<br>指令（建指）第86—1号                     |
| 4 認定内容       | 認定内容関係書類は、次の場所で一般の縦覧に<br>供する                         |
| 5 縦覧場所       | 熊本市都市建設局都市政策部建築指導課<br>（熊本市中央区手取本町1番1号）               |